

市川市告示第132号

道路交通振動の限度に関する区域並びに昼間及び夜間の
時間について

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2の備考の1及び2の規定により、道路交通振動の限度に関する区域並びに昼間及び夜間の時間を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年4月1日

市川市長 大久保 博

1 指定区域

振動規制法施行規則別表第二備考の1の第一種区域又は第二種区域	市長が定めた区域
第一種区域	平成24年市川市告示第130号に定める第一種区域
第二種区域	平成24年市川市告示第130号に定める第二種区域

2 昼間及び夜間の時間

区分	時間
昼間	午前8時から午後7時まで
夜間	午後7時から翌日の午前8時まで